

告 示

埼玉県告示第四百四号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和三年埼玉県告示第九十九号（家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止する場所について、次のとおり解除する。

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止を解除する家畜等

家きん及びその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止を解除する日

令和三年一月二十六日

三 禁止を解除する場所

熊谷市及び春日部市柵の区域内に存する農場であつて、家畜防疫員が家きんを移動及び移出させてはならない旨を指示した農場